

後見支援預金

平成30年3月1日現在

1. 商品名	・後見支援預金
2. ご利用いただける方	・家庭裁判所から「指示書」の交付を受けられた方
3. 期間	・定めはありません。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・家庭裁判所から交付される「指示書」に基づき取り扱います。 ・1円以上 ・1円単位
5. 取引の方法	・家庭裁判所の「指示書」および当金庫所定の「手続申込書」に届出の印章を押印して通帳と共に提出してください。 ・この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。 ・キャッシュカードは発行できません。窓口でのお取り扱いに限定します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・預入期間1年の定期預金の利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高100円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表、当金庫ホームページの金利情報、または窓口へご照会下さい。
8. 税金	・個人のお客さまは復興特別所得税を付加した20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。
9. 手数料	・口座管理手数料は不要です。 ・この口座からの振込手数料は免除します。
10. 付加できる特約事項	・マル優のお取り扱いができます。
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括室(9時~17時、電話:0858-22-1111)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
12. その他参考となる事項	・この預金の通帳は「普通預金通帳」を使用し「後見支援預金」を表示します。 ・預金保険によって元本1,000万円までとその利息額が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)